

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
パキスタン	パキスタン・イスラム共和国政府に対する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	パキスタンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むパキスタンが合意する生産物及び役務を購入するため、両政府の関係を贈与すること。善努力推進及び債務問題を包含するパキスタンの経済の構造改善に寄与するため、両政府の関係を贈与すること。	5,000,000千円 -----	H14.2.25 イスラマバードで (同日)	日本側 篠塚保在 パキスタン側 臨時代理大使 ・エヘサン経済省次官	H14.12.19 440号
パキスタン	パキスタン・イスラム共和国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	パキスタンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を包含するパキスタンの経済の構造改善に寄与するため、両政府の関係を贈与すること。	6,000,000千円 -----	H15.3.17 イスラマバードで (同日)	日本側 渡谷實 パキスタン側 ・マヌード・カーン経済省次官	H16.3.4 90号
パキスタン	イスラマバード小児病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	イスラマバード小児病院の整備に必要な生産物及び役務の供与 1. イスラマバード小児病院の整備に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	625,000千円 H16.3.31まで	H15.8.6 イスラマバードで (同日)	日本側 渡谷實 パキスタン側 ・マヌード・カーン経済省次官	H16.8.30 547号
パキスタン	新生児破傷風予防接種拡大計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	新生児破傷風予防接種拡大計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	240,000千円 H16.3.31まで	H15.8.6 イスラマバードで (同日)	日本側 渡谷實 パキスタン側 ・マヌード・カーン経済省次官	H16.8.30 548号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

パキスタンとの無償資金協力取極一覧